

# IDEC now

中小企業サポート誌

<http://www.idec.or.jp>

No.15

2005.7

## 2 IDECトピックス

平成17年度 第1回よこはまビジネス  
プラングランプリ プラン募集

## 4 クローズアップ

顧客の要望に確実に応える事業体制とは  
有限会社オリエント工房 代表取締役 正 博章 氏

## 8 IDECトピックス

横浜リエゾンポート2005開催  
コミュニティビジネス  
支援融資促進制度のご案内

## 10 横浜市経済局から

## 12 インフォメーション

起こせはま風!  
未来に向けて



表紙イラスト「海の公園」:おおばひろし

IDEC  
YOKOHAMA

発行/財団法人横浜産業振興公社  
(横浜市中小企業支援センター)  
〒231-0011 横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階  
Tel.045-225-3740



創業や経営革新、革新のための連携をお考えの方

## 中小企業新事業活動促進法の要点解説

中小企業診断士 森下 真一氏

P.6

正式名称「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」が、去る4月6日の国会で成立し、13日に公布・施行されました。これは中小企業経営革新支援法施行令の一部改正に伴い、いわゆる中小企業支援3法と言われている「1. 中小企業経営革新支援法(以下、経営革新法)」、「2. 中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法(創造法)」、「3. 新事業創出促進法」を整理統合したもので、これからの中小企業に対する国の支援施策の根幹となるものです。

この法律施行により、中小企業に対する支援がどうなっていくのかを解説します。

サクセスストーリーを横浜から  
あなたのビジネスプラン大募集!!

# 平成17年度第1回よこはまビジネスプラングランプリ プラン募集

当会社では、市内で新たに起業しようという起業家の方や、新しいビジネスを始めようという企業経営者の方からのビジネスプランを募集しています。

応募者には、専門家によるアドバイスを受けることによってプランのブラッシュアップが図れるほか、資金調達や販路開拓など、市の施策と結びつけることによって事業化をバックアップします。

また、審査会で高い評価を受けると、横浜市制度融資の資格認定やビジネスプラン発表会での発表、中田市長からの表彰などさらに様々な支援を受けることができます。この機会に是非ご応募ください。

募集部門	一般部門（大学発ベンチャー案件を含む）
応募資格	横浜市内で新たな事業を行う具体的かつユニークなビジネスプランを有する方（個人・中小企業・団体等） ここで言う具体的とはすでに創業・事業着手しているか、約1年以内に創業・事業着手すること。
応募締切	平成17年7月29日（金）PM5時必着！
応募方法	公社所定の用紙により郵送・持参・E-mailのいずれかの方法によりお送りください。
奨励賞	20万円 最も優秀と評価されたプランについては横浜市長から表彰、および奨励賞が授与されます。

## 事業スケジュール

- 7月29日 ビジネスプラン応募締切
- ▼
- 8月中旬 一次審査会
- ▼
- 8月下旬 支援マネージャーによるヒアリング
- ▼
- 9月中旬 二次審査会
- ▼
- 10月上旬 最終審査会
- ▼
- 10月中旬 ビジネスプラン発表会

## 入賞者への特典

- ① 企業経営者や学識者、企業支援者など、様々な分野の審査委員からアドバイスを受け、プランのブラッシュアップを図ることができます。
- ② ビジネスプラン発表会は、投資先を探すベンチャー・キャピタルや事業の提携を求める企業などが参加するので、ビジネスパートナーとの出会いがあります。
- ③ 最も優秀なプランには、横浜市長より表彰状および奨励賞が授与されます。



平成16年第1回優秀賞、よこしん賞、かわしん賞受賞  
㈱ロボット科学教育 鴨志田英樹 代表取締役



平成16年度第2回来場者賞、奨励賞、かわしん賞、  
りそな神奈川中央賞受賞  
㈱ICTソリューションズ 青津廣明 代表取締役

## 支援メニューの例

応募者のニーズやリクエストに応じて、次のような支援メニューをご提案します。

### ● 資金調達

横浜市制度融資の資格認定、公的融資のご紹介  
協力企業賞

- (1) 横浜信用金庫、川崎信用金庫、  
りそな銀行神奈川中央地域  
各社の審査を経て協力企業賞を受賞された方は、  
融資資格の認定が受けられます。

- (2) みなとみらいキャピタル  
1,000万円を上限とする投資が受けられます。

調達方法アドバイス

資金支援者との出会いの場の紹介・提供

### ● 販路開拓

販路開拓アドバイス

### ● 経営支援

特許・法律等の課題について専門家への相談  
横浜ビジネスエキスパート相談

### ● インキュベート施設ご案内

### ● 技術支援

### ● 国際化支援



## 平成16年度 第2回 優秀賞・りそな神奈川中央賞 受賞企業の声

ジェノダイブファーマ(株) 代表取締役社長 猪子英俊



受賞を受ける、ジェノダイブファーマ㈱の  
森川實 取締役

今般は、名誉ある「よこはまビジネスプラングランプリ」の優秀賞を  
賜り、役職員・関係者一同大変感激いたしております。

これもひとえに、ミレニアムプロジェクトの一環であるマイクロサテ  
ライト技術利用による多数の疾患原因遺伝子同定などの実績、およびこ  
れに基づいた当社の事業計画が高くご評価頂けたものと感謝しております。

また、今般の受賞により、当社の認知度が向上し、メディアなどに取  
り上げられる機会が増えましたことも、今後の事業機会の拡大につながっ  
ていくことになるものと期待いたしております。

今後は、この事業計画を濟々と推進し、全社一丸となって機能解析・  
診断システム開発などの分野で成果を挙げていく所存であります。

今後とも一層のご支援・ご指導をお願い申し上げます。

### ジェノダイブファーマ(株)

#### 主な業務内容

マイクロサテライト技術を基盤とする多因子性疾患遺伝子特定解析  
創薬ターゲット評価  
創薬  
遺伝子診断/解析サービス

〒231-0021 横浜市中区日本大通7番地 日本大通7ビル8階  
みなとみらい・プログレッシブ・オフィス内  
TEL 045-227-1015 FAX 045-227-1016  
E-mail YIU53092@nifty (CFO 若本英徳)

#### お問い合わせ

経営支援部 創業・新事業支援担当 TEL. **045-225-3740** FAX **045-225-3738**

E-mail **danzen@idec.or.jp** URL **http://www.danzenyokohama.jp**

応募書類はこちらからダウンロードできます。

## 顧客の要望に確実に応える事業体制とは



## 有限会社 オリエント工房

代表取締役  
正 博章 氏

Close up

創立以来、オリジナル家具の製作を手掛け、木製家具製造業として順調な成長を続ける有限会社オリエント工房。独自の生産体制により顧客の要望を確実に実現し、高い評価を受けている。

バブルが崩壊した後の1990年代後半、様々な企業が倒産に追い込まれる中、当時勤務していた正さんの家具製造メーカーも例外ではなかった。製作現場の責任者として工場内の改善に取り組む一方、自分の要望が通りにくい企業の体質、激しい価格競争。日本の企業がどう生き残っていくかを常に考え、追求した新しい事業の発想。それが今日の事業体質に生きている。

### 全ての工程で技術を標準化し、必要なものを短期間で製作

オリジナルの製品を提供する上で、工夫している事は何ですか？

当社は「お客様からの要望を100%実現していく」ことを経営方針として事業を展開しています。また、同業他社が取り組めないような製品をお客様に提供するようにも努めていますので、できるだけコストをかけず、短期間のうちに製造するように工夫し、生産体制も当社独自のものとなっています。具体的には、当社オリジナルの機械を使用するという事です。購入した機械をそのまま使用するのではなく、自分たちで様々な工夫を加えて改良しています。穴空け位置の標準化、位置合わせ治具の工夫なども行っています。また、誰が見ても理解できる説明書を機械の近くに配置しています。こういった標準化の工夫を全ての工程に組み込んでおりますので、短期間で正確な製造が可能です。ですから、例えば同じ製品を100個作る場合と、100種類の異なる製品を作る場合も、製作時間はそれほど変わりません。短納期のため流通在庫を寝かしておくということがないですし、製品を保管するための場所を確保するというコストも不要です。

社員の教育で気をつけて取り組んでいることは？

整理、整頓、清掃、清潔、躰。いわゆる5Sに関しては徹底しています。製造時におが屑などを散らさないように、吸引機で木を切る瞬間に吸い上げ、屋外の一定の場所に移動させるなどの工夫していますし、こまめに清掃しています。5Sを徹底することによりどこが汚れているかなど細かいところに気付くようになり、初めて製品の作り方や機械の手入れの仕方などが分かってきます。また、今の時代は手作業で製作することがほとんどありませんが、鉋の研ぎ方など実際に道具を使って作業することを教えています。手作業で行うことを体で会得し、機械や材料の扱い方を身につけるよう指導しています。

端材などはどのような処理をされていますか？

どんなに小さな端材でも廃棄せず、100%使いきるようにしています。当社の場合、1つずつ異なる製品を取扱っていますので、製作する過程で上手く利用できています。端材を種類別に保存しているので探すのに手間がかからず、どんな小さな端材でも自然に使いきるができます。



## 有限会社 オリент工房

〒226-0021 横浜市緑区北八期町1313  
TEL.045-933-6919 FAX.045-933-9898

事業内容

厨房機器・住宅設備機器・家具製造販売

## 無心で誠心誠意、石橋を叩いて渡るような気持で

会社を設立する際に、資金調達はどのようにされましたか？

創業してから1年間は個人事業主として活動し、その後、有限会社を設立しました。出資金、設立費用についてはすべて自己資金です。起業後は、コストをかけずに付加価値の高い製品を提供していくことを心がけました。当社では、製品を受注した後に必要な材料だけを購入していますので、金銭的に困ったことはありませんでした。

起業をする以前に予測していた事業展開と、現在の事業の在り方を比べていかがですか？

オリジナルの家具が欲しいというお客様の希望に応えながら、需要を増やしていく働きかけをしているので時間はかかりますが、予測していた方向に着実に近づいています。起業をする際には、確実に事業になると見定めることが必要です。石橋を叩いて渡るような気持で取り組まないと事業を始めてから大変ですよ。無心になり、お客様や事業そのものに対して誠心誠意で対応するしかありません。また、周囲へ協力を仰ぎ、できるだけ力を貸してもらうことも必要です。

営業活動についてはどのような方法を取られていますか？

工務店を中心とする約1万件の顧客へダイレクトメールを送る方法と、大手商社を経由したリフォーム会社等からの依頼を受ける場合と2つあります。独自に開発した製品もありますので、多くの反響をいただきます。お客様により好みの色、サイズ、機能などの要望は必ずあると考えていますので、その要求に確実に応えられるということをアピールしています。

横浜に拠点を構える理由は？

市場が近いということですね。神奈川県内だけでなく東京方面や関東一帯のお客様などへの交通の利便が良いということが理由です。当社では、短期間のうちに製品を製造し、時間をかけずに納品する事業体制ですので、お客様との距離ができるだけ近い方が効率が良くなります。配達に時間がかかり、在庫が増えると倉庫が必要になります。製造の工程、事業運営に影響が出るので、事業の拠点となる場所は非常に重要だと考えています。

今後の抱負についてお聞かせください。

当社の強みである、システムキッチンを中心とするオリジナル家具の販売を、今後も最大限アピールしていきたいとします。機能に優れ、様々なサイズに対応できるなど、本当の意味でお客様の要望に応えられるのは当社だけだと考えています。今後も当社独自の、付加価値の高い製品作りをし、同業他社が取り組めないことを行っていきたいと考えています。また、新しい試みとしてインターネットによる販売を事業の中に取り入れていきたいと考えています。取り組む前にお客様からの反響がどの程度いただけるのかある程度予測し、対策を考えていくことが今後の課題です。そして輸入家具の販売を手掛ける企業と協力し、お互いの強みを寄せ合いながら事業展開していきたいと考えています。これからの日本の企業が生き残っていくためには、単に価格競争をするのではなく、お客様の要求を増やしていき、それに合わせていく事業体制、物作りを推進していくことが大切です。

### ワンポイントアドバイス

今回は工場長時代の経験を生かしての事業で、キッチンなどの水回りを中心とした住宅設備機器の販売とこれらに合ったオリジナル家具や注文家具等の製造をしています。ややもするとオリジナル家具の企画や設計ばかりにとられるのですが、工数低減のための工夫を行って収益性向上を目指しています。工場もよく整理整頓されており、工数低減のための標準化や治具の工夫などが随所に見られました。

企画販売面では、狭い日本の住宅事情を考えたキッチン用スライド式隙間収納庫など、お客様のニーズを考えた新しいオリジナル家具をラインアップすることにも力を入れ、取引先にダイレクトメールを送るだけでなく、本社兼工場には小さなショールームを付設し、自社のカタログに掲載してあるオリジナルシステムキッチンを展示するなど、バランスのとれた経営です。

オリジナル商品があるので、是非ともHPを作成し営業に活かしていくべきでしょう。



アイランドキッチン（オーダーキッチン）

創業や経営革新、革新のための連携をお考えの方

# 中小企業新事業活動促進法の要点解説

中小企業診断士 森下 真一氏

正式名称「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」が、去る4月6日の国会で成立し、13日に公布・施行されました。これは中小企業経営革新支援法施行令の一部改正に伴い、いわゆる中小企業支援3法と言われている「1. 中小企業経営革新支援法（以下、経営革新法）」、「2. 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（以下、創造法）」、「3. 新事業創出促進法」を整理統合したもので、これからの中小企業に対する国の支援施策の根幹となるものです。

この法律施行により、中小企業に対する支援がどうなっていくのかを解説します。

## ● 本法施行の背景

今回の改正の直接的な理由としては、本年4月に到来した「創造法」の廃止期限に併せ、利用者のニーズを踏まえて3つの法律の整理統合を行い、より利用しやすい法律体系にしようとの考え方があります。

利用者のニーズとは、旧支援3法下で指摘されていた問題点（例えば、創造法の施行当初に認定を受けた中小企業が一定の実績をあげ、次の成長ステージにおける支援策を必要とする場合、新たに経営革新法などの承認申請が必要となり利用しづらい）や、利用者である中小企業者や支援機関からは、受けられる支援施策がほとんど似たものであるにも関わらず、入り口で3つの法律のどれかを選択し申請しなければならない、という利用方法のわかりにくさの解消を望む声などです。

もともと中小企業支援3法は、中小企業とその事業環境の分野における構造改革を目指したものです。今回の法律改正とそれに伴う新法の制定はこの

構造改革の延長線であり、一定の成果を残した3法をこれからの時代に合わせて整理統合し、動きはじめた改革をより確実に進めていくためのものです。

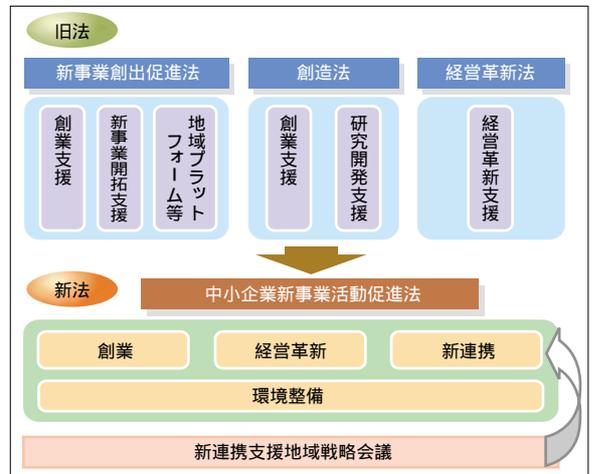


図1 中小企業支援3法の変遷（出典：中小企業庁ホームページ「中小企業新事業活動促進法～新連携・創業・経営革新の各支援ツール」より）

## ● 本法律の概要

この法律では、中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業者、創業者（予定者を含む）に対する「1. 創業」、「2. 経営革新」、「3. 新連携の取り組み」や「4. 中小企業の新たな事業活動を促進する基盤整備」を支援しています。ここでは4の基盤整備に関する部分を除いた3点について記します。

### 1. 創業の促進

創造法及び新事業創出促進法の一部を承継し、経済活力の源泉である創業を幅広く支援します。具体的には以下のような施策が用意されています。

- (1) これから事業を開始しようとする個人や創業5年以内の事業者などについて、中小企業信用保険や中小企業投資育成株式会社の特例を通じ

て、その資金調達を支援

- (2) エンジェル税制によって個人投資家からリスクマネーの供給を円滑化
- (3) 資本金1円から会社設立を可能とする商法の最低資本金規制の特例 など

### 2. 経営革新の促進

経営革新法を承継し、中小企業が新たな事業活動を行う際に、ビジネスプランを策定して行う経営革新への取り組みを以下のような施策によって支援します。

- (1) 中小企業信用保険や中小企業投資育成株式会社の特例
- (2) 新事業活動に必要な設備投資について所要の税制措置を講じる など

### 3. 新連携の促進

新事業創出促進法の一部を承継し、中小企業が柔軟な連携を通じて行う新たな事業活動(新連携)を支援します<sup>(1)</sup>。ここに本法の力点があると思われます。

新連携とは、中小企業が他の中小企業、中堅・大企業、大学・研究機関、NPO等と連携し、それぞれの有する「強み」を相互に持ち寄って高付加価値の製品・サービスを創出する新たな事業活動とされており、経営資源の限られる中小企業が目指すべきビジネスモデルの一つであると考えられています。今までの産学公や中小企業組合よりは幅広く柔軟で、異業種交流よりはずっと強固な結びつきをイメージすると良いかと思われます。この新連携に対する具体的な支援施策としては、以下の通りです。

(1) 中小企業信用保険や中小企業投資育成株式会社法の特例

(2) 設備投資減税を措置

(3) 新連携対策補助金 など

実施にあたっては、各地域に「新連携支援地域戦略会議」を立ち上げ、新連携を行う事業者に対して市場化までの一貫した支援を行い、地域中小企業の活性化を図るとしています。



## ● 本法の利用（認定を受ける）により得られるメリット

先にも触れたように本法の施行目的やその背景から、旧3法によって得られたメリットはそのまま引き継がれると考えられます。例えば創業にあたっての最低資本金特例や経営革新支援法認定による低利融資、旧3法での認定が支給要件となっていた補助や助成です。この点における中小企業者や創業予定者が受けられる具体的なメリットについては、中小企業庁のホームページに具体的事例集(<http://www.chusho.meti.go.jp/leaflet/jireisyuindex.html>)や社団法人中小企業診断協会のホームページ(<http://www.j-smeca.or.jp/case/SU0301.html>)でも公表されておりますので、そちらをご参照ください。

本法になったことでの一番のメリットは冒頭の部分で説明した、旧法ではわかりにくかった手続きが一本化されたことと、それに伴い企業の成長段階や状況によって手続きを変更しなければならなかった点が改善されたことにあります。

新連携については、現段階では新連携支援地域戦略会議も立ち上がって間もないため、具体的な活用法なども不明な状態です。筆者の関わっている案件に、老舗の中堅企業を中核として取引先間で技術開発や業務提携、資本提携等により構成企業における足りない部分を補完していこうというプランがあり、利害や企業として中核となる企業群のリーダーシップ力の不足がネックとなっておりますが、そういった問題の解消に役立つのかもしれないと考えています。

## ● その他、わが国経済社会構造の改革について

本法以外にもわが国経済社会の構造を改革していくために、今、国会で成立が見込まれている商法の改正や会社法の制定があります。有限会社法の廃止や株式会社の最低資本金規制の撤廃と、新たな制度として合同会社(有限責任

会社:LLC)の創設が来年度、有限責任事業組合(LLP)の創設が今年度に予定されておりますので、創業や新連携をお考えの場合はそちらの動向も視野に入れておく必要があります。

本法に基づくその他の支援策に関する問い合わせ先については、上記の中小企業庁ホームページをご覧ください。

なお、横浜産業振興公社では、経営革新支援法等の認定支援実績を有するビジネスエキスパートによる各種サポートも行っています。ぜひ、ご活用ください。

お問い合わせ  
経営支援部 経営支援担当 TEL. 045-225-3711

理工系大学が集う「横浜リエゾンポート」をご紹介します！

# 今年も、ランドマークホール (ランドマークプラザ5階)で開催！



今年の会場であるランドマークホール



昨年、出展された森田先生のコーナー

「リエゾンポート」は大学の研究成果を発表する産学連携フォーラムですが、昨年は「大学の発想に、ひらめく！」をテーマに10大学、2TLOで共催し約500名の方にご来場いただきました。そのうち、43%の方が製造業、また職種別では研究開発関係者25%、会社役員17%、エンジニア、コンサルタントが各8%の内訳でした。

アンケートによると、技術動向の調査61%、新規事業の開拓42%、共同研究の発掘36%などの目的で来場されています(複数回答)。

リエゾンポートの特色は、公社が委嘱している専門家(横浜市技術リエゾンプロデューサー)が当日だけでなく、事後にわたっても産学連携の仲介のお世話をすることです。

昨年、「ロボットと福祉機器」を展示した慶應義塾大学の森田寿郎先生の場合も、その後市内の金属材料メーカーとの連携を進めています。「ばねの力を利用した自重補償マニピュレータや肩関節補助上肢装置等を研究していますが、優秀な技術を持った企業と出会うことができました。また、ユニットの試作開発を始めとした協業に向けて、方向性が固まりつつあります。」との評価をいただいています。

また、血液浄化装置の改良に取り組んでいるメディカルサイエンス株式会社の場合も、「会場でお会いした先生とはその後、性能評価面の共同研究を開始し、メリットをもたらしています。公社の産学連携スタートアップ助成も受けられました。」と小山尹誉社長。

今年も神奈川大学、関東学院大学、慶應義塾大学、鶴見大学、桐蔭横浜大学、東京工業大学、武蔵工業大学、横浜国立大学、横浜国立大学、横浜国立大学、東海大学の意欲的な研究者と、技術開発に取り組む企業との交流が期待されます。また、同志社大学、山形大学などが結集しているキャンパス・イノベーションセンター(港区田町駅前)の情報コーナーや、試作など研究室ニーズに対応できる地元ヨコハマの専門技術工房PRコーナーも企画しています。

日 時 平成17年7月21日(木)

10時30分~17時

会 場 ランドマークホール

(ランドマークプラザ5階)

(桜木町駅、みなとみらい駅から各3~5分)

参加費 無料

産学連携推進部

TEL 045-225-3733

\* 公社では毎月開催の産学交流サロンのほか、産学連携スタートアップ助成や、大学発ベンチャーマネジメント支援など企業の産学連携を進めています。

URL <http://joint.idec.or.jp>

コミュニティビジネスでの資金調達手段に新たなメニューが加わりました。

# コミュニティビジネス 支援融資促進制度のご案内

コミュニティビジネス事業者向け融資「横浜こみゆにていーん」が4月からスタートしました。この融資制度は、NPO法人や社会福祉法人など市内でコミュニティビジネスを行う事業者や創業者を対象としています。

当会社では、横浜市・横浜信用金庫との連携により、同融資の利用希望者に対して資格認定を行うほか、事業計画作成などのアドバイスから融資後の経営支援まで、コミュニティビジネス事業者を一貫してサポートします。当会社に登録している中小企業診断士などの専門家によるバックアップ体制が整っていますので、事業計画づくりや書類作成に不安がある方もお気軽にご相談ください。

## 【こんな時にはぜひご検討ください】

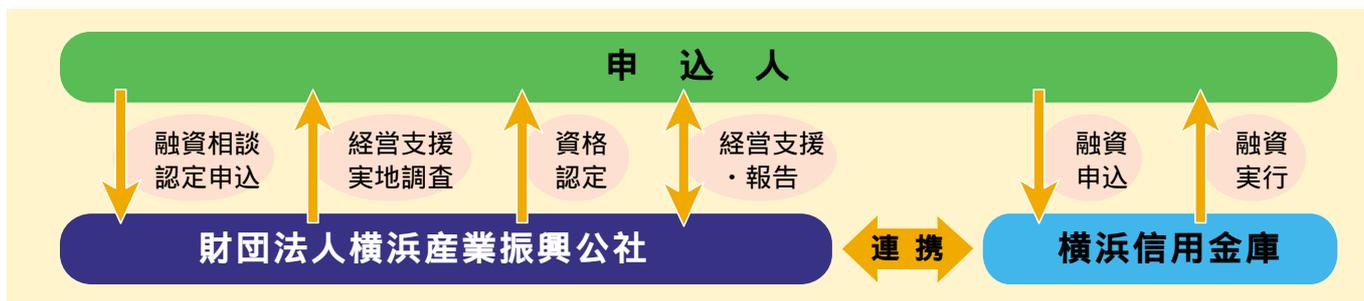
コミュニティビジネスでの創業資金に  
新規事業としてコミュニティビジネスを始める際の立ち上げ資金に  
事業の伸張等に伴う運転資金、設備資金に

## 【融資の概要】

対 象	市内でコミュニティビジネスを行っている事業者 (NPO法人、社会福祉法人、株式会社、有限会社等) 市内でコミュニティビジネスを行う創業者
資 金 使 途	運転資金および設備資金
融 資 金 額	原則として500万円以内
融 資 期 間	原則として7年以内(元金据置期間を含む)
融 資 利 率	2.90%(固定金利)
融 資 形 態	(1)手形貸付・・・期日一括弁済 (2)証書貸付・・・元金均等または元利均等割賦弁済(1年間の元金据置可)
連 帯 保 証 人	(1)法人・・・原則として代表者1名 (2)個人・・・原則として当事業に係わる社員1名
担 保	原則として無担保扱い

お申し込みの際には、所定の審査があります。審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。ご融資利率は、平成17年4月1日現在のものです。

## 【融資のご相談から、経営支援まで】



お問い合わせ

経営支援部 産業振興担当

TEL. 045-225-3714

E-mail [CB@idec.or.jp](mailto:CB@idec.or.jp)

## 新 横浜キーテクノロジー FPD用ステンレスベルトコンベヤの開発

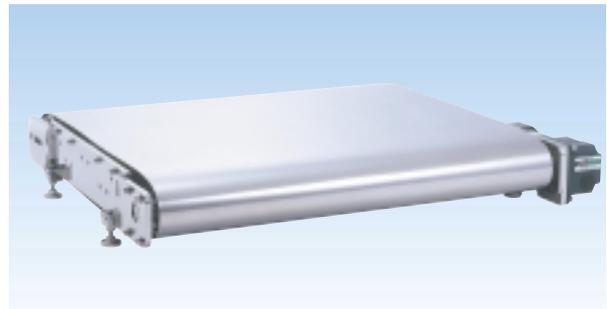


### 厚さ0.2mmのステンレスベルトの活用で既存の問題を解決

FPD（フラットパネルディスプレイ）関連のガラスパネル等をベルトコンベヤで搬送する際に、今までの樹脂やゴム製の製品で問題視されていた“ほつれ”“平滑性”“静電気”を解決するステンレス製のベルトコンベヤを開発することに成功しました。

今回発表された製品の特徴は、厚みが0.2mm、800mmの幅広のステンレスベルトが製作可能となったことがあげられます。また、ベルトの厚みを薄くしたことでプーリ径を80mmの小型化も可能になりました。その為ステンレスベルトのみならずコンベヤ本体も1/5～1/10のスリムダウンが可能

となり設置にかかるコスト低減も図ることができました。



ワイド薄型スチールベルトコンベヤ

### 製品の特徴

この製品のキーテクノロジーであるステンレスベルトは、同社の高精度な裁断・精密なジョイント加工技術を施してステンレスエンドレスベルトを製造しています。

ベルトが金属である為、耐熱性・耐薬品性・帯電防止に強く、薬品や電子部品といった製品に影響が出る可能性のあるものや樹脂やフィルムのようにホコリやゴミが付着しない様に搬送するのに適しています。

半導体封止パッケージ搬送

電子部品の組立搬送（機能チェック、UV加工、トリム&フォーム）

フィルム搬送 薬品搬送（静電気による薬品付着防止）



ガラス基板搬送コンベヤ

ディムコの支援センター活用法 → 製品を開発する際に、技術アドバイス制度を活用しています。

### 株式会社 ディムコ

代表取締役社長 多賀 哲夫

横浜市西区北幸2-10-27 TEL.045-322-2821 FAX.045-322-2824

【創業】1986年9月

【資本金】5,000万円

【ホームページ】URL: <http://www.dymco.co.jp>

お問い合わせ

横浜市工業技術支援センター 製作担当:相馬 TEL. 045-788-9000

URL [http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/sien\\_c/index.html](http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/sien_c/index.html)

## 横浜市工場等立地促進助成

金沢産業団地など工場等の操業に適した地域に立地する際に、その経費の一部を助成します。

【対象者】平成16年10月1日から平成17年9月30日までに対象地域内に工場等を設置し、操業を開始する、製造業を営む中小企業等

【対象地域】工業専用地域・特別工業地区・その他建築協定等により住宅の建築が規制されている工業集積地

【助成額】所有型(自社工場向け): 自社所有の工場等を新設するための経費として金融機関から融資を受けた借入金に対して平成16年10月から平成17年9月までの間に支払った利子額相当額(一部控除額あり)(限度額1,000万円・本社設立の場合1,500万円)  
賃貸型(賃貸工場向け): 賃貸工場入居の

ための賃貸料3か月分(限度額200万円・本社設立の場合300万円)

【受付期間】平成17年10月3日(月)～10月17日(月)  
\*応募要領は、お問い合わせ先、横浜産業振興公社、各地域工業会ほかで配布中。下記ホームページにも掲載。

お問い合わせ  
経済局工業課 TEL. 045-671-3599  
URL <http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/sinsyutu/koujouritti.html>

## 京浜臨海部の工場等立地促進助成と、企業等進出・高度化促進助成

京浜臨海部に所在する賃貸施設において、工場・研究所等を新設・高度化する際、その賃借料や生産設備・研究設備費などの一部を助成します。

【対象者】平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に、京浜臨海部再生特区(概ね鶴見区及び神奈川区の臨海部の工業地域、工業専用地域内)に工場・研究所等を設置し、操業を開始する中小・中堅企業。

【助成額】賃貸工場等入居のための賃貸料6か月分(限度額600万円)

【受付期間】平成17年10月3日(月)～10月17日(月)

\*応募要領は、お問い合わせ先及び横浜産業振興公社ほかで配布中

お問い合わせ  
経済局京浜臨海部立地調整課  
TEL. 045-671-2590  
URL <http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/sinsyutu/hamasien.html>

## 研修受講料補助～中小企業の技術者育成を支援～

市内中小企業が、下記の専門的な技術人材研修機関が実施する研修に、社員を受講させた場合、横浜市から受講料の半額を補助します。

【対象者】市内に主たる事業所を有する中小企業

【補助対象額】受講料の1/2、ただし上限は6万円。

【補助対象期間】平成17年4月1日から平成18年2月末日までに受講が完了するもの

【対象研修機関】日産人材開発センター(株)(旭区)  
ポリテクセンター関東(旭区)  
(社)神奈川県工業技術研修センター(海老名市)  
(株)ミットヨ ミットヨ計測学院(川崎市高津区)

港湾職業能力開発短期大学校横浜校(中区)  
(財)日本溶接技術センター(川崎市川崎区)

【補助対象講座】横浜市が指定する製造技術に関する実技講座で、2日以上の実技をとまうもの

お問い合わせ・申請先  
横浜市工業技術支援センター  
TEL. 045-788-9000 FAX. 045-788-9555

## 横浜市行政課題解決型技術革新事業(横浜版SBIR)企業提案を公募

横浜市では、中小企業の技術力を行政運営上の技術的な課題に活用することで、優れた技術開発力を有する市内中小企業の事業化を支援するとともに、市民に良質な行政サービスを提供することを目的とした「横浜市行政課題解決型技術革新事業(横浜版SBIR)」を実施します。下記の期間中、17年度の開発テーマに対する企業提案(事業計画)の募集を行います。公募テーマなど詳細は、下記ホームページなどをご覧ください。

【募集期間】平成17年7月5日(火)～8月4日(木)

お問い合わせ・申請先  
経済局経済政策課 SBIR担当 TEL. 045-671-3489 FAX. 045-661-0692  
URL <http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/sbir/> E-mail [ke-sbir@city.yokohama.jp](mailto:ke-sbir@city.yokohama.jp)

## 1

### 「海外販路開拓支援事業」がスタート！

当会社では、欧米やアジアで開催される専門見本市（バイオ、金属・機械、電気・電子、IT分野等）への出展や現地企業との商談会を実施し、海外販路開拓に意欲的に取り組む市内企業の支援を行っています。

今年度より、現地企業に詳しい専門家との連携のもと、より効果的な商談機会を提供するとともに、これら展示会や商談会における商談アレンジ費用の一部を補助する「海外販路開拓支援事業」をスタートしました。新たに海外市場に挑戦しようとする企業の皆様、ぜひご活用ください。

利用対象企業：当会社および横浜市が出展・開催する、海外展示会・商談会に参加する市内企業  
対象となる展示会・商談会

エリア	会場	展示会・商談会名	開催時期	内容
北米	米国・フィラデルフィア	BIO2005 Annual Convention	6月	バイオ産業展示会へのブース出展(受付終了しました)
欧州	ドイツ・ミュンヘン、デュッセルドルフ	欧州エレクトロニクス商談ミッション	11月	現地企業との商談会、現地企業の訪問等
アジア	タイ・バンコク	アセアンビジネスネット	11月	現地商談会、専門見本市の視察等

補助経費：アレンジ費用（1件あたり54,000円程度）の3分の2の額。最大5件まで。

これまでご利用いただきました国際産業開発助成制度は、平成16年度末をもちまして廃止となりました。

お問い合わせ

国際ビジネス支援部 横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）  
TEL. 045-222-2030 URL <http://www.ywbc.org/>

## 2

### 第4回デジコンフェスタ横浜 作品募集のご案内

当会社では、デジタルコンテンツ産業の振興と活性化を目的として、次世代を担う優れたクリエイターからの個性豊かなコンテンツ作品を募集しています。優秀な作品には12月に開催する「デジコンフェスタ横浜」にて表彰、奨励金の授与が行われます。

募集テーマ（全部門共通）  
「ヨコハマはG30」  
（横浜市が取り組む「ゴミの減量・リサイクル」の総称）  
URL <http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/g30/index.html>  
フリー（自由課題）

\*上記2つのテーマから1つを選んで1人1作品の応募とします。

募集部門  
一般の部  
ホームページ部門 動的コンテンツ部門  
静止画コンテンツ部門  
ジュニアの部  
中学生部門 小学生部門

締切  
9月16日（金）17時必着

応募資格  
テーマに沿った独自の創作によるオリジナルデザイン（他のコンテストで入賞した作品、商業的に発表した作品を除く）であるものとします。  
応募は個人またはグループで1作品までとし、法人での応募は受け付けません。  
\*具体的な応募方法など、詳しくはデジコンフェスタ横浜公式サイトをご覧ください。

お問い合わせ

デジコンフェスタ横浜 実行委員会事務局  
TEL. 045-225-3740 URL <http://www.idec.or.jp/digi>

**ヨコハマはG30**  
350万市民がごみ減量・リサイクルに挑戦!

夏は **夏** 軽装運動実施中 地球にやさしさを!  
らしく過ごそう! 2005

夏の省エネルギーのため軽装で仕事しています。  
市・区役所・当会社へは軽装で  
職場やご家庭でもできることから省エネ行動の実践を  
期 間：6月1日～9月30日 横浜市 横浜産業振興公社